

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成二十一年十一月十六日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十一年十一月十六日

広島県北部農林水産事務所長 児 島 茂 春

事業主体	地区名	事業名
庄原市土地改良区	黒田原	ため池等整備事業